

平和安全特別委員会での強行採決に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎 正 昭 殿

平和安全特別委員会での強行採決に関する質問主意書

一 二〇一五年九月十七日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会（以下「参議院平和安全特別委員会」という。）におけるいわゆる安保法制の採決等に際し、与党が強行した鴻池委員長を取り囲むいわゆる「人間かまくら」などの策について、安倍総理を始め、政府は事前に承知していたのか。

二 前記一において、安倍総理は、採決の途中で退席をしているが、この退席はどのような経緯における誰のどのような判断に基づくものなのか、鴻池委員長長の議事整理権との関係を明示の上、具体的かつ網羅的に答弁されたい。

三 安倍総理は、違憲立法であるいわゆる安保法制について、「決めるべき時は決める」という発言を国会で行っているが、安倍内閣として、参議院平和安全特別委員会での中央公聴会及び地方公聴会での公述が何ら審議に反映される機会のなかったこと等、およそ慎重審議等とは言い難い委員会運営となる九月十七日の採決は、安倍内閣として「決めるべき時」であったと考えているのか。

右質問する。

